

火気・スモークマシン等の使用許可申請について

公演の演出上、火気(裸火、火薬類、煙類)・危険物品(スモークマシン等)の持込・使用をされる場合、当ホール承諾ののち、所轄消防署の承認が必要です。使用日の7日前までに福井市消防局中消防署へ申請書を提出してください。

スモークマシンは、消防署の許可が必要な機器(危険物)と不要な機器(非危険物)がありますので、ご確認のうえ申請をお願いします。非危険物でも、ホール所定の使用届出書の提出が必要です。

クラッカーの使用については、当ホールへお問合せください。

| | A. 消防署の許可が必要なものを使用する場合 | | B. 消防署の許可が要らない非危険物のスモークマシンを使用する場合 | |
|------|---|--|---|--|
| 使用品 | 危険物 (スモークマシン等) 火気 (裸火、火薬類、煙類) 喫煙 | 使用品 | スモークマシン | |
| 申請書 | ①禁止行為の解除承認申請書 | 申請書 | ①スモークマシン使用届出書 | |
| 添付書類 | ②ステージ平面図 ●使用する機器等の設置場所及び予防上の措置が記入された平面図 ③避難誘導と警防体制組織表 ④タイムスケジュール ●使用時間が分かるもの ⑤機器等の形状・仕様及び危険物の種類・重量等が分かる説明書類 ●スモークマシン等の機器を使用する場合は、取扱説明書が必要です。 ●喫煙や裸火等を使用する場合は、持込品の説明書が必要です。 ⑥催し物のチラシ ●公演内容が分かるもの | | | |
| 手順 | ※当ホール承諾ののち所轄消防署の承認が必要です。 使用日まで7日以上ないと消防署の許可が下りない場合もありますのでご注意ください。 1) 必要書類(①～⑥)を2セット用意してください。 2) 書類を当ホール事務室へ提出してください。 3) 申請内容の確認後、書類をお返しします。 4) 返却後、書類を福井市消防局中消防署に提出してください。 ※消防署の許可が下りるまでに数日かかる場合があります。消防署の許可が下りない場合は使用できません。遠方で消防署への提出(持参)が困難な場合はお早めに当ホールへご相談ください。 5) 消防署から許可の連絡がありましたら、書類を受け取りに行ってください。 ※許可印が押された書類と許可シールを消防署が交付しますので、利用当日までに当ホール事務室へ提出してください。利用当日に書類と許可シールがない場合は使用することができません。 | | ※消防署への届出は不要ですが、当ホールに使用届出書を提出してください。 1) 必要書類(①～⑥)を1セット用意してください。 2) 利用日の前日までに書類を当ホール事務室へ提出してください。 | |
| | 所轄消防署 | 福井市消防局中消防署 住 所: 福井市松本4丁目9-36 電話番号: 0776-22-0119 受付時間: 月～金曜日(祝祭日を除く) 8時30分～17時15分 | | |